

設立 30 年。そして、これから



フォレストワーカー 1 年 造林研修(豊田市内)

はじめに

公益財団法人 愛知県林業振興基金が平成 6(1994)年 2 月に財団法人として設立され、本年で 30 年を迎えることとなりました。

本基金設立から 25 年を迎えた平成 31(2019)年1月に 25 年の歩みを発刊したところがあります。

このたび基金設立 30 年を迎えるにあたり、この 5 年間で基金が行う事業内容が大きな改革を成し遂げたことから、5年間をふりかえりつつ今後の基金のありかたを考察することとしました。

まずは、本基金設立以来の事業の柱の一つでありました、基金の運用益による事業展開が低金利時代を迎えて令和 5 年度には平成 30 年度と比べて3分の1程度の収入しか得られない状況となり、独自事業として展開してきた高性能林業機械の保有台数は令和 4 年度以降は3台となっています。

こうしたなか、林業経営体が高性能林業機械のオペレーターの技術向上のための研修を行う場合、機械の賃借料に対する助成措置を講じるなど、引き続き本県林業の機械化を推進する役割を担っていくこととしました。

また、林業の担い手確保・育成事業においては従来から実施してきたフォレストワーカーの育成研修に加え、令和2年度からはフォレストリーダー研修を開始することによって、研修体制を強化したところがあります。

また、平成 28 年度から指定管理者として「愛知県植木センター」の管理運営業務を実施してきました。引き続き令和3年度から 5 年間、指定管理業務を実施しています。

こうした取組に加え、令和2年度から新たな公益事業に取り組んでまいりました。令和2年度から3年度までは、愛知県産の木材を使用して住宅を建築している県内の工務店に対して、木材利用量に応じた助成金を交付する事業に取り組みました。

令和 5 年度からは、小面積で林業活動では手入れの進まない人工林の整備を実施する林業経営体に助成する事業を開始しました。

このように、本基金は本県の林業が抱える課題に対し、先導的な事業を展開することにより林業の振興に貢献してまいります。

今後とも、関係各位の皆様のご指導、ご協力をお願いいたします。

令和 6 年3月

公益財団法人 愛知県林業振興基金
理事長 野田 俊昌

目次

1 組織体制の強化	1
(1) 執行体制の強化	
(2) 令和5年4月1日現在の執行体制	
2 資産運用益の推移	2
3 高性能林業機械の利活用	3
(1) 状況	
(2) 課題と対応	
4 林業の担い手確保・育成事業	6
(1) 担い手の確保の状況	
(2) 担い手の育成の状況	
(3) 森林環境譲与税を活用した新たな担い手の確保及び育成事業	
(4) 課題と対応	
5 緑化用樹木の生産振興及び造園技術の向上・普及事業	12
(1) 植木センターの指定	
(2) 植木センターにおける技能講習	
(3) 各種研修	
(4) 調査研究	
(5) 情報の提供	
(6) 課題と対応	
6 木材の生産・利用の推進及び森林整備に関する事業	15
(1) 状況	
(2) 課題と対応	
7 今後の公益財団法人愛知県林業振興基金の展開	16
(1) 新しい資本主義の実現に向けた公益法人の制度改革	
(2) 制度改革の主な内容	
(3) 基金としての対応	

資料編

1 年表	19
2 評議員就任状況(平成28年6月9日～)	22
3 役員就任状況(平成28年6月25日～)	23
4 職員就任状況(令和元年度～)	24
5 基本財産の運用及び利回りの推移	25
6 高性能林業機械の保有台数	26
7 緑の雇用事業定着状況の概要	27
8 フォレストリーダー育成状況	28

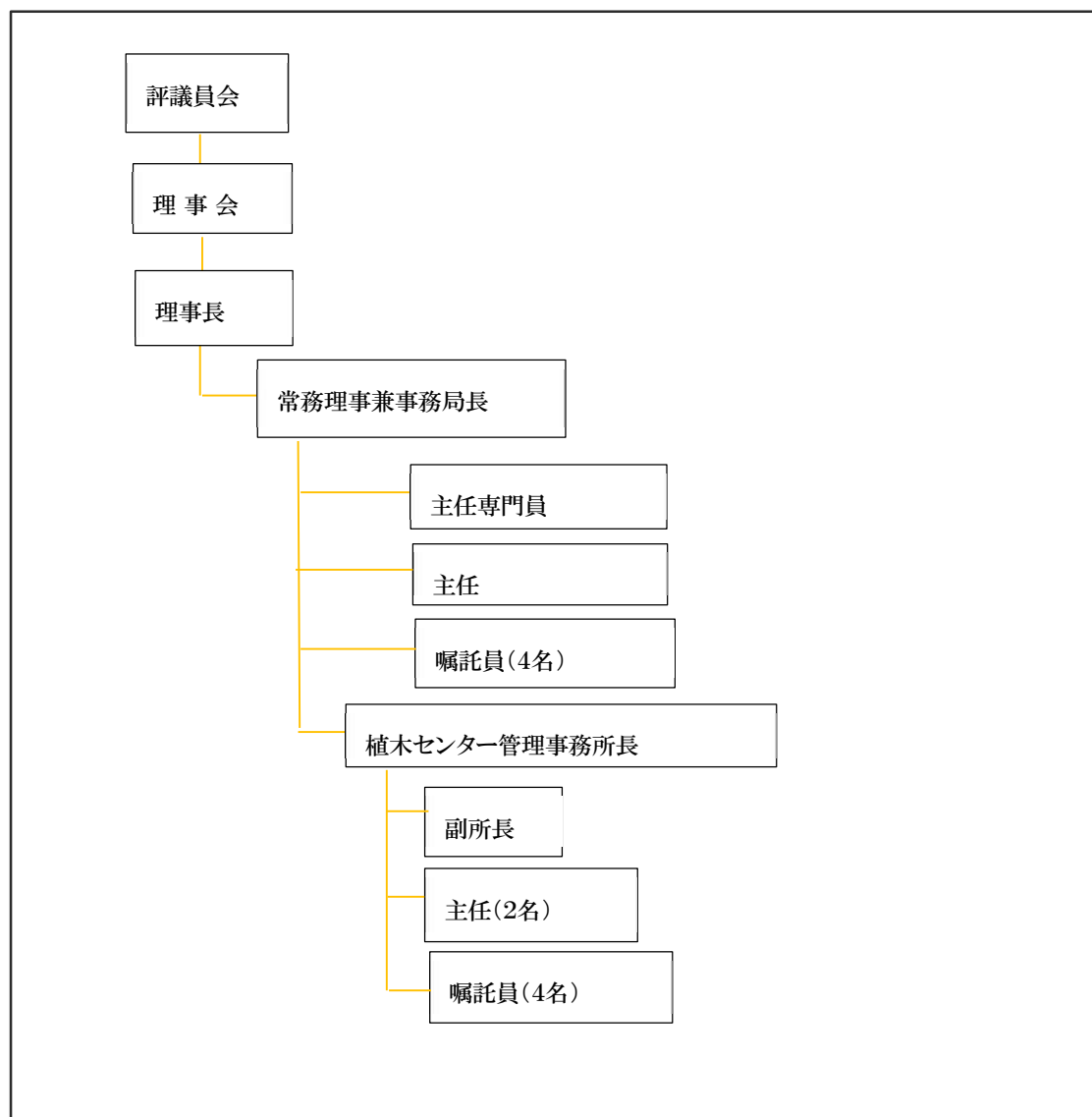
1 組織体制の強化

(1) 執行体制の強化

愛知県からの受託事業の増加に伴い適切な事業執行を図るため、令和2年度から代表理事を常勤とし、理事長をもって法律上の代表理事とすること。また、理事のうち業務執行理事を常務理事とする旨の定款の改正を行った。現在は常務理事が事務局長を兼務している。

また、本部の執行体制を強化するため令和4年4月1日から事務局長以下7名の人員配置とした。

(2) 令和5年4月1日現在の執行体制



2 基金運用益の推移

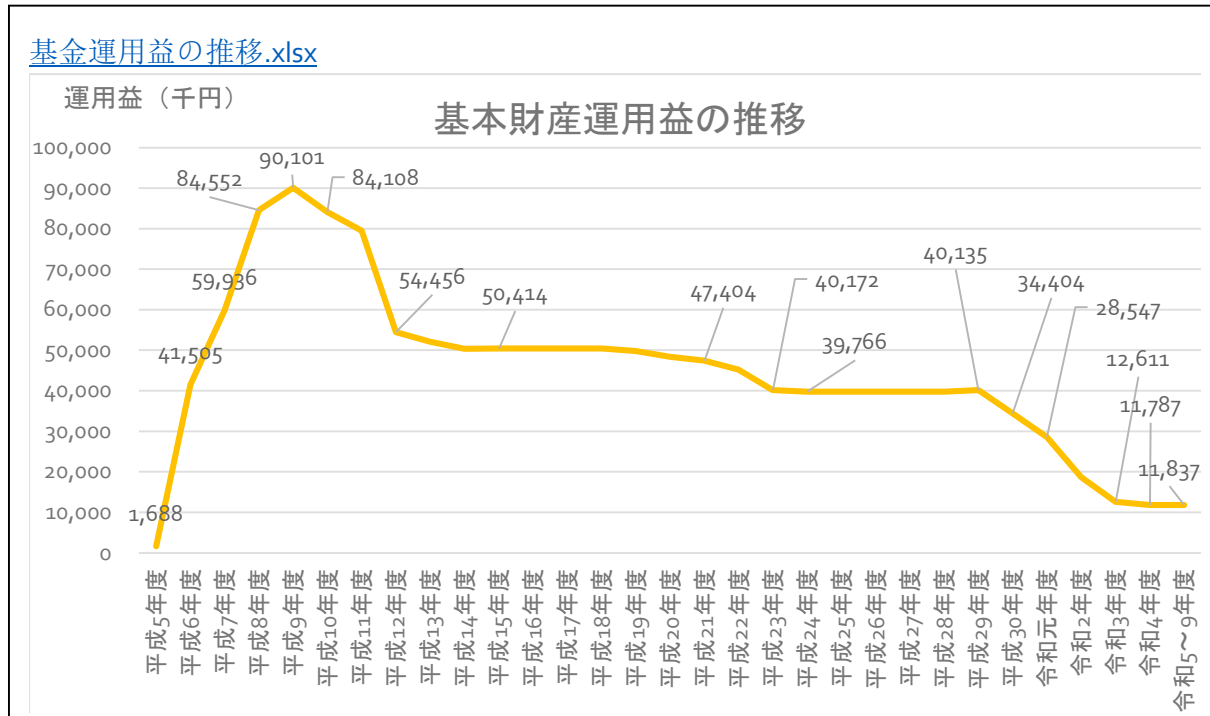
平成5年度(平成6年2月18日)に愛知県から10億円の出えん金となされ、以降平成7年度までに愛知県から27億円、三河地域(当時森林組合を有した)の21の関係市町村、森林組合及び愛知県森林組合連合会から3億円の出捐を受け、基本財産の合計額は30億円となった。

この基本財産の運用益を収入として、①高性能林業機械活用、②林業担い手の育成、③普及啓発。の事業を実施してきた。

しかしながら、昨今の低金利の影響を強く受け平成9年度には90,101千円あった運用益が、平成30年度には34,404千円となり、地方債の借り換え時期も近年に集中したこともあり、令和4年度には11,787千円にまで減少した。

地方債は金利が高い20年債を主に購入しているものの、令和5年度から9年度までは年間11,837千円程度の運用益となっており、当面は運用益の増は見込むことができない状況にある。(図2 参照)

(図2)



3 高性能林業機械の活用

(1) 状況

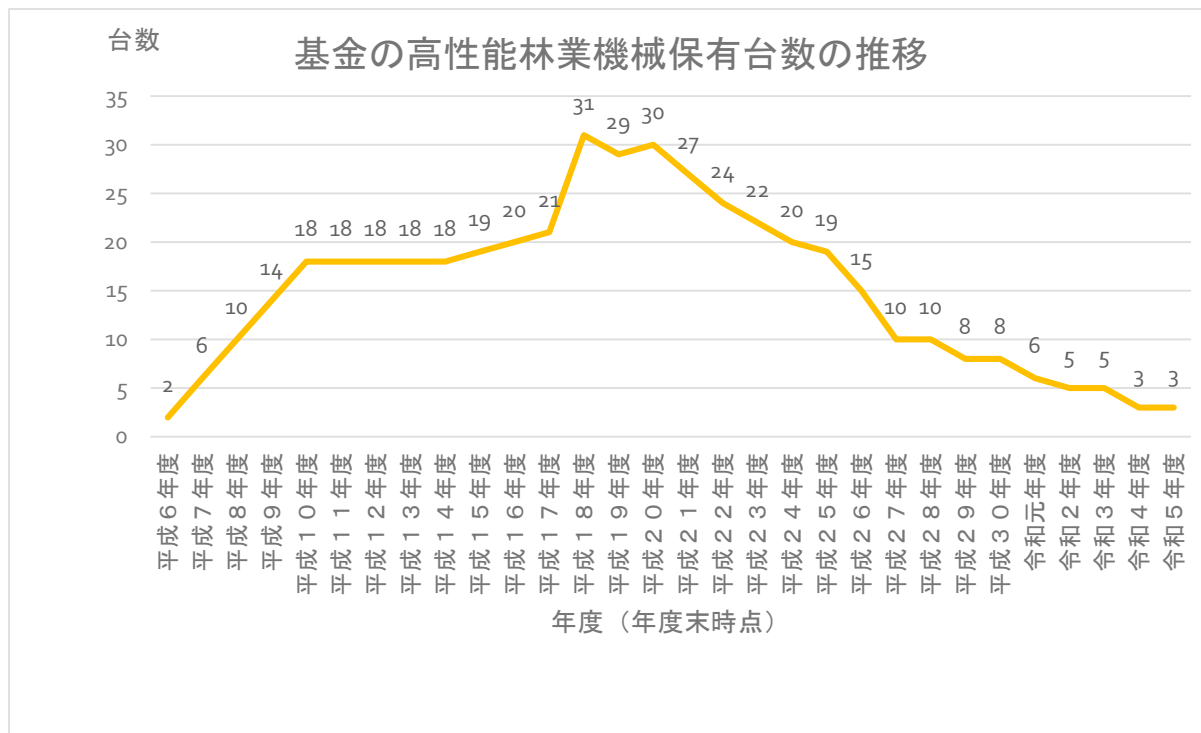
本県の林業の機械化は基金が購入した高性能林業機械を認定事業主に低価格で貸し付けることにより推進してきたところである。平成6年度にプロセッサとタワーヤーダを1台購入したのが最初で、その後保有台数を増やしピーク時の平成18年度には31台を保有していた。当時、県ではプロセッサ、スイングヤーダ、フォワーダによる低コスト木材生産システム(いわゆる3点セット)を積極的に推進していた。

平成20年度における県内の高性能林業機械の総数は37台で、そのうち30台を基金が所有していた。

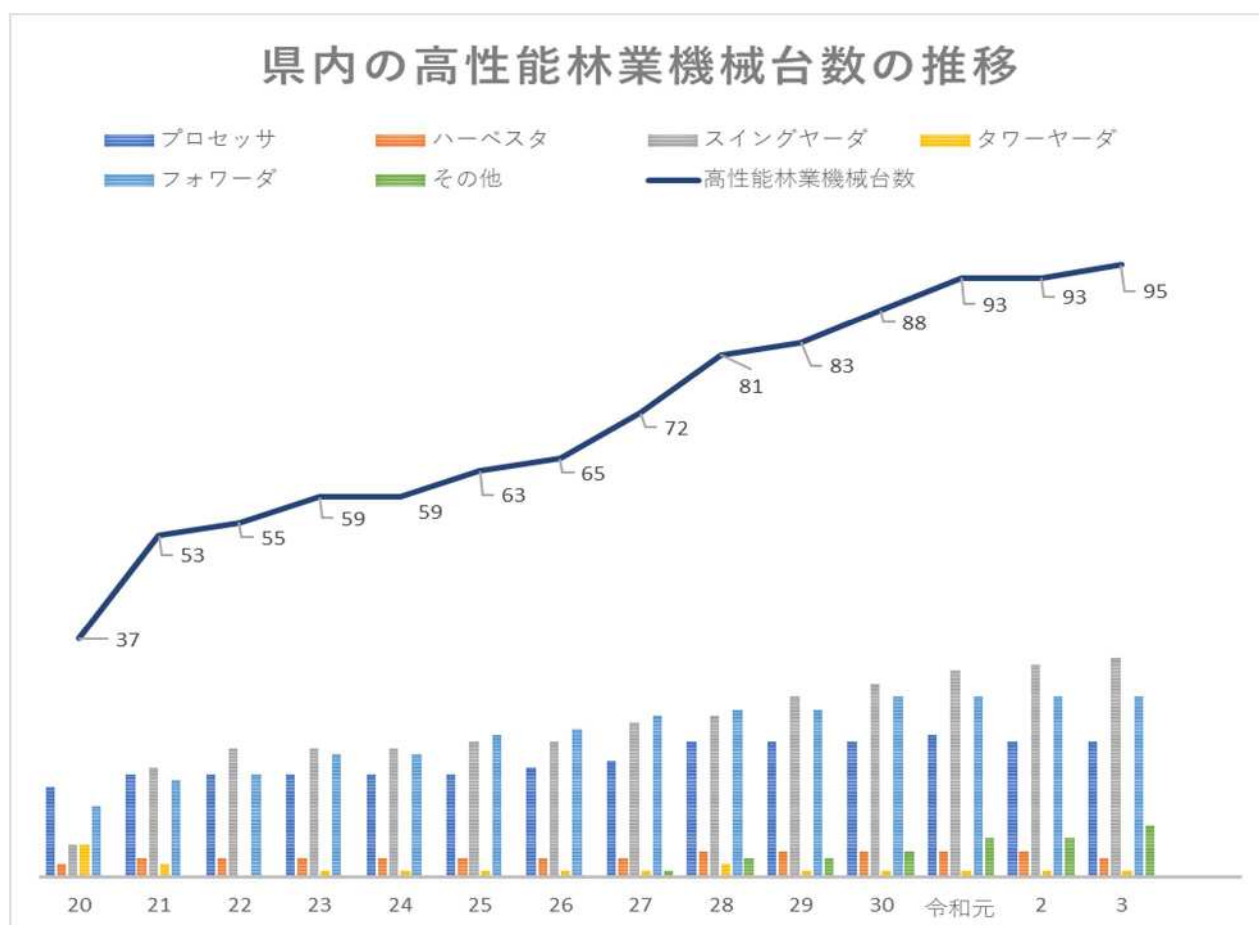
平成21年度以降は林業経営体が自ら高性能林業機械を購入する形態に変化し、基本財産運用益の減少と相まって、基金の新規購入は減った。また、耐用年数を過ぎた高性能林業機械は認定事業主に売却してきたことから、令和4年度には3台を保有するに至った(図3)。

他方、県内の林業経営体等が保有する高性能林業機械の台数は愛知県林業統計書によると令和3年度末現在95台となっている(図4)。

(図3)



(図4)



※) 愛知県林業統計書を参照

(2) 課題と対応

今後、令和 18 年度まで運用益の増加が見込まれない状況のなかで、本県の林業経営体が保有する高性能林業機械は老朽化が進み、機械の更新への国の支援はハードルが高いことに加え小規模の林業経営体では高性能林業機械を購入する資金調達が難しい。

こうしたことから今後も基金としては高性能林業機械の活用に対する支援を継続させることが必要との認識のもと対策を講じている。

まずは、基金の当該事業年度において余剰金が生じたときには、その金額を高性能林業機械の取得又は改良のための機械準備資産に積立を行うことができる規程「公益財団法人

愛知県林業振興基金資産取得資金取扱規程」を理事会の決議を経て令和5年3月1日から施行することとした。

このほか、令和元年度からは林業の担い手確保・育成事業のなかで、高性能林業機械の操作技術向上に取り組むために、林業経営体が臨時的に導入する機械の賃借経費に対する支援を創設した。

当初は、林業経営体からの申請は少なかったが、制度が周知されるにつれ申請が増加し、令和5年度には県内の10経営体(延べ18申請)に対して総額7,877,055円の助成を行い、林業経営体が自ら機械を所有するのではなく必要な時に必要な機械を賃借する動きは今後も増加していくと予想される。

4 林業の担い手確保・育成事業

(1) 担い手の確保の状況

平成9年度に愛知県から(財)愛知県林業振興基金が県内唯一の「林業労働力確保支援センター」に指定され、林業雇用改善促進事業(厚生労働省)を受託し、林業雇用改善アドバイザーによる、認定事業主への雇用改善に関する指導や研修及び、林業就業希望者に対する就業相談や支援講習などを行ってきた。

令和2、3年度においては、この事業を他の民間企業が厚生労働省から受託したことで、事業を停止していたが、令和4年11月以降再び受託契約を再開している。

平成13年度からは全国森林組合連合会が主催する「森林の仕事ガイダンス」に参加し林業への就業希望者に対し愛知県の林業と林業経営体の状況を提供し、相談に対応している。

また、令和2年度からは(公社)岐阜県森林公社、(公社)みえ林業総合支援機構との合同開催により、それぞれの県内の認定事業主も参加した「森林の仕事ガイダンス」を開催している。さらに令和元年度からは、矢作川流域及び豊川流域において県内の認定事業主の参加による「流域ガイダンス」も実施している。

これらのガイダンスのほか、森林・林業の仕事を県民の方々に理解してもらうための「森の仕事PR」や、県内の林業関係高校生を対象にした「林業高校生体験講座」、認定事業主が受け入れるインターンシップにかかる経費に対する支援も実施している。

このように年間を通じた幅広い事業を行うことにより、担い手確保に取り組んでいる。

(2) 担い手の育成の状況

基金設立(平成6年度)当初の担い手対策は、認定事業主に雇用される林業作業員の福利厚生と雇用の安定を目的として社会保険料の助成や退職金共済制度掛金の助成が主体であった。

また、県が行う林業新任者技術研修への森林組合職員の参加促進のための助成を行っていた。

平成9年度に愛知県から(公財)愛知県林業振興基金が「林業労働力確保支援センター」に指定されて以降、本基金において新規就労者研修及び基幹労働者研修を実施することとなった。

一方、昭和の後半から減少の一途をたどってきた林業従事者は平成7年には全国で9万人(愛知県林業統計書参照)となり、10万人を割り込む状況となっていた。

こうしたなか、平成14年度の国の補正予算において「緑の雇用担い手育成対策事業」が創設され、平成15年度から全国規模で事業が開始された。

その後、平成22年林野庁において林業労働力者が林業に定着するための方策を取りまとめた「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」が改正され、平成23年度から「緑の雇用事業」が創設された。

本基金では「緑の雇用事業」を全国森林組合連合会より受託し、新規就業後3年間の研修を行う、「フォレストワーカー(林業作業士)」育成研修を実施してきた。

また、令和2年度からは、それまで基金では実施してこなかった就業後通算5年以上の経験者を対象とした「フォレストリーダー(現場管理責任者)」育成研修を新たに実施し、林業の現場管理、現場で働く人材の安全管理や生産性向上などを行う作業班長の役割を担える人材の育成に取り組むこととした。

(3) 森林環境譲与税を活用した新たな担い手育成事業

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。「森林環境税」は令和6年度から、個人住民税均等割の仕組みを用いて、国税として一人年額1,000円を徴収するもので、「森林環境譲与税」として令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

都道府県に譲与される譲与税の使途として法律では、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用とされている。

愛知県においては、森林情報の整備、林業の担い手対策、木材の利用促進の3つの施策を実施している。

このうち、林業の担い手対策の一部を、令和元年度から本基金が県から受託して事業を実施している。

令和5年度における担い手確保及び人材育成の体系を整理すると下図5のとおり。

(図5)

	緑の雇用	林業就業者支援	森林環境譲与税を活用した各種研修
林業への就業支援	森林の仕事ガイダンス(全森連主催、愛知・岐阜・三重合同開催)	・就業支援研修(20日間コース) ・林業就業支援アドバイザーの配置	・森の仕事PR ・エリアガイダンス(矢作川・豊川流域でそれぞれ開催) ・林業高校生体験講座 ・インターンシップ支援
認定事業主への就職後(森林環境譲与税活用事業における研修対象は認定事業主への就職者に限定していない。)	フォレストワーカー(林業作業士)の育成	<p>就業1年目・・・集合研修及び、OJT研修 ・道具のメンテナンス、チェーンソー特別教育、造林、下刈、間伐、玉掛、刈払い機安全講習、小型移動式クレーン、森林調査、わな</p> <p>就業2年目・・・集合研修及び、OJT研修 ・走行集材機械特別教育、資材・道具のメンテナンス、かかり木処理、車両系建設機械、はい作業、造林・育林フォローアップ、チェーンソー伐倒フォローアップ、不整地運搬車運転技能講習、森林調査フォローアップ、機械集材装置の運転業務</p> <p>就業3年目・・・集合研修及び、OJT研修 ・かかり木処理フォローアップ、チェーンソー伐倒・造材・集材、簡易架線集材装置特別教育、高性能林業機械による造林・集材、森林作業道開設</p>	
	フォレストリーダー(現場管理責任者)の育成	就業5年程度 ・・・集合研修	<p>就業六年目から十年目の技術者養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業現場技能者育成研修 林業の高度な知識や技術の習得 ・枯損木等伐倒技術研修 枯損木等の伐倒に際して、安全な作業方法、知識の習得 ・アーボリカルチャー技術習得研修 ロープワーク等による特殊伐採技術の習得 ・現場マネージャー養成研修 伐倒技術と指導者の能力向上を目的 ・野外レスキュー講習 労働災害等に際し、適切な救命救急処置等ができるよう、技術・知識の習得 ・森林整備高度技能者養成研修 労働安全衛生規則に基づく林業架線作業主任者免許取得 ・航空レーザーデータ活用技術習得研修 航空レーザー計測の解析データを利用した森林マネジメント支援システムの操作活用
		就業10年程度 全国森林組合連合会主催のフォレストマネージャー研修への支援	

森林環境譲与税活用事業は、担い手の確保・育成にかかる事業として、ガイダンスや林業の技術習得を支援するための以下の取組を実施している。

① 林業経営体育成

林業経営体の職員を対象に、森林・林業の現状分析や経営課題の研修を実施するとともに、経営ビジョンの策定及びその実践を支援することにより、意欲と能力のある林業経営体を育成する。

② 新規林業就業者支援

新規林業就業者を雇用した林業経営体の事業主に対して、必要となる用具や講習等に必要経費を助成する。

③ 高性能林業機械活用支援事業

高性能林業機械の操作技術向上に取り組むため、林業経営体が導入する高性能林業機械の賃借経費を助成する。

④ 林業労働安全衛生支援事業

作業時に必要となる防護装置、衛生用品、SOS発信などの通信機器の導入費用を助成する。

⑤ 林業経営体人材育成支援

林業経営体の技術者の育成及び労働安全の徹底を図るため、林業経営体が行う労働安全等に関する研修に必要な経費を助成する。

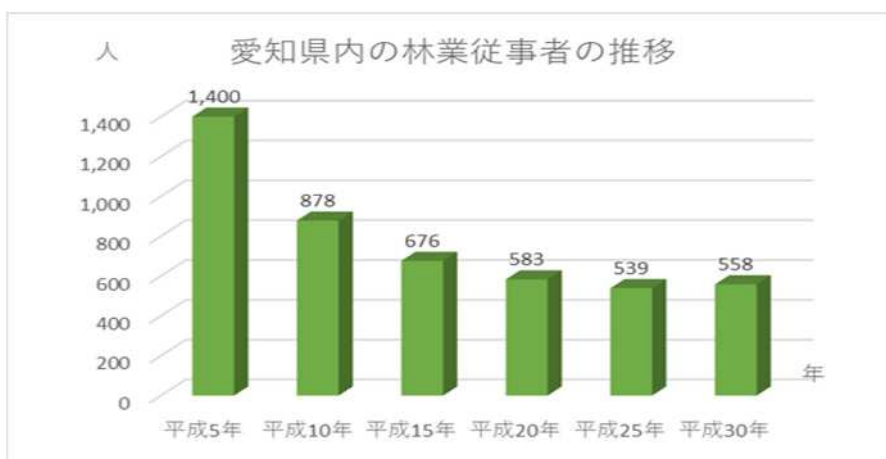
⑥ 森林経営管理制度推進支援

森林経営管理制度の円滑な推進を図るために市町村の支援を行う。

(4) 課題と対応

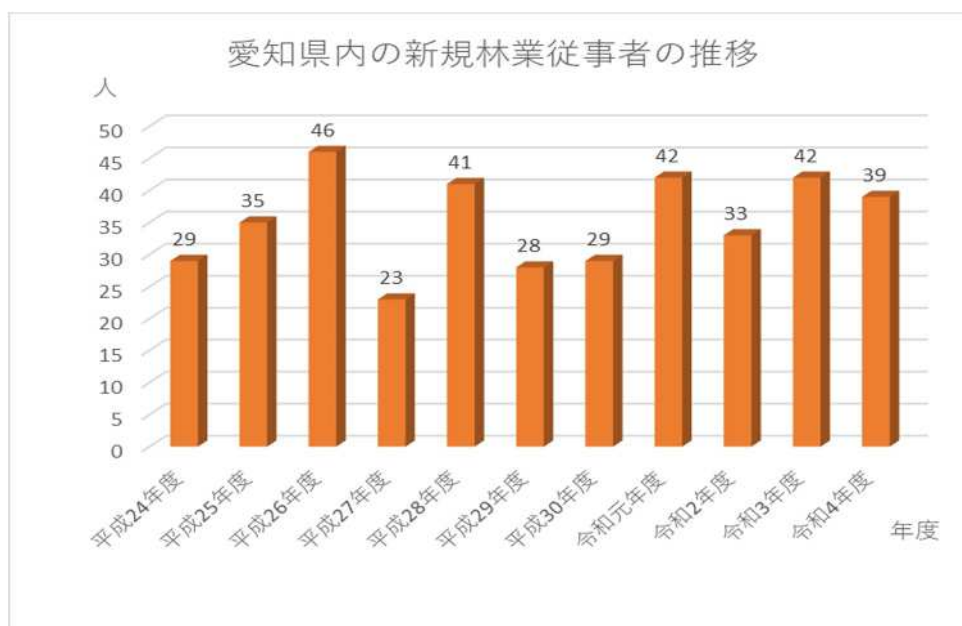
林業就業者の推移は、愛知県が実施している調査を元に本県が直面している課題を整理すると、①林業労働者数は平成20年583人、平成25年539人、平成30年558人で、この10年間はほぼ横ばいで推移している(図6)。一方で、新規林業就業者数は平成26年から平成30年までの5年間で167人となっている(図7)。これらのことから推察すると、5年間で148人が離職していることになる。

(図6)



(出展:愛知県林業統計書)

(図7)



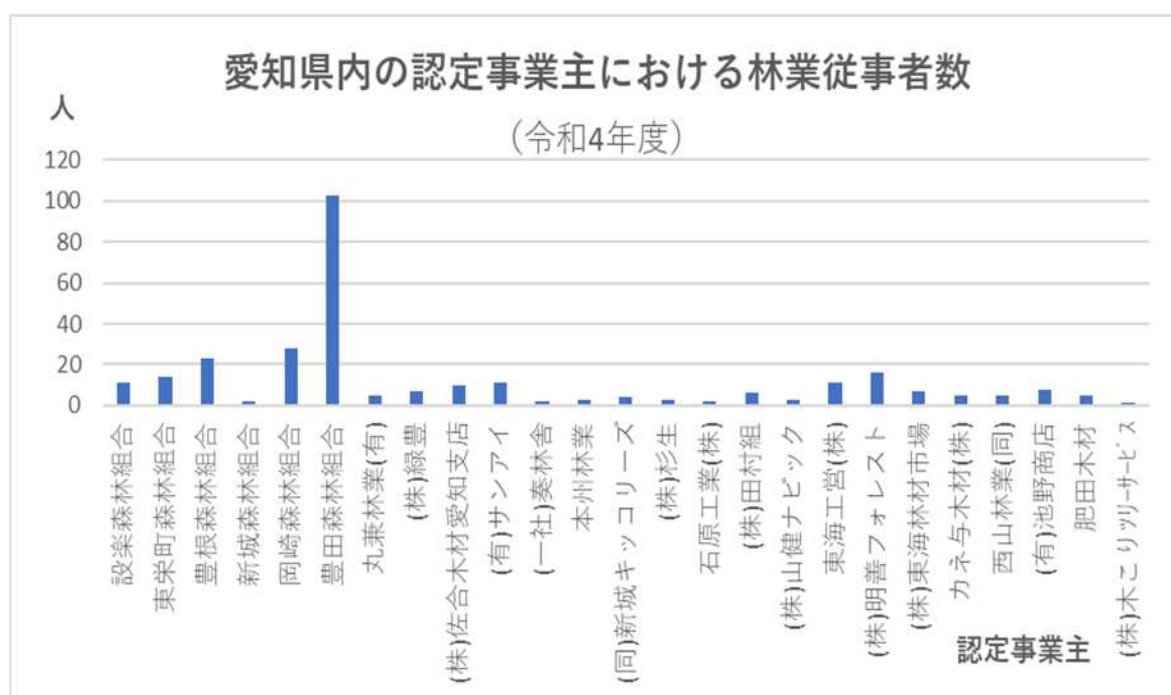
(愛知県農林基盤局林務部林務課調べ)

②毎年40人程度の新規林業就業者の内、緑の雇用事業によりフォレストワーカー研修を受講している者は毎年10人程度であることから3分の2以上の新規林業就業者は全国レベルで実施されている体系的な教育カリキュラムに基づく研修を受講せずに現場の作業に従事していると推察される。

こうしたことから、基金では愛知県と連携し林業労働者の確保のためのガイダンス、インターンシップの実施や、ホームページなどによる林業就業希望者への就業相談に引き続き取り組むとともに、愛知県に対して認定事業主が緑の雇用事業に取り組むよう、積極的な働きかけを実施するよう要請している。

加えて、県内では小規模な林業経営体が多いという現状(図8)から、経営基盤を強化し、労働者の給与・福利厚生等を向上させることが必要で、生産性向上のための機械化の支援や、公共事業等を受注できる体制を確立できるようにサポートを行っていく必要がある。

(図8)



(公財)愛知県林業振興基金調べ(令和4年度調査結果より)

5 緑化用樹木の生産振興及び造園技術の向上・普及事業

(1) 植木センターの指定管理

愛知県は、全国有数の緑化用樹木の生産地である稲沢市に、緑化用樹木の生産や造園に関わる方々へ、知識と技術の向上を図るため、愛知県農林業振興施設条例に基づき、昭和61年(1986年)に愛知県植木センターを開設した。

その後植木センターは平成12年度から、社団法人愛知県農林公社が県から業務を受託し、平成18年度からは同公社が指定管理者となって施設の管理運営がなされてきた。

平成28年度からは公益財団法人愛知県林業振興基金が令和2年度までの5年間、愛知県から任意の指定管理者として管理運営を行い、令和3年度から令和7年度までの5年間引き続き任意指定による指定管理を行っている。

植木センターの指定管理業務は、以下のとおり。

- ① 緑化用樹木の生産及び造園に関する知識及び技術を習得させるため、農林業関係者に対し指導及び研修を行うこと。
- ② 緑化用樹木の生産及び造園に関する技術の調査を行うこと。
- ③ 農林業関係者に緑化用樹木生産及び流通に関する資料を利用させること。

(2) 植木センターにおける技能講習

植木センター管理事務所は、労働安全衛生法関連法令に定める①小型移動式クレーン運転技能講習、及び②玉掛技能講習(特例講習)について、愛知労働局から登録を受け、講習を実施している。

また、資格取得講座として、刈払機作業安全衛生教育、小型車両系建設機械運転特別教育を実施している。

(3) 各種研修

年間をつうじて、緑化木生産や造園施工に関する基礎的な研修として「基礎講座」、緑化木生産の新知識や造園技術の向上のための実務的な研修として「実務講座」、身近な緑・樹木についての知識や活用方法などを習得するための「一般講座」を実施している。

(4) 調査研究

緑化木生産および造園に関する諸課題の解決を目的として、種々のテーマを設定した調査研究を実施している。

令和5年度においては以下の3課題について調査研究を実施している。

- ・ ポットの水抜き穴や色とルーピングの発生との関連を調査(令和3年度～5年度)
- ・ 当地方の緑化木に発生する病害虫等の実態についての調査(令和4年度～6年度)
- ・ 植栽からある程度経過し、老齢化・大木化した緑化木の調査(令和5年度～7年度)

(5) 情報の提供

緑化木生産者の経営の参考にしていただくために、県内の植木市場動向の最新情報の提供を行っている。

また、植木に関する様々な話題を「植木センターだより」として、年3回定期的にホームページ上で掲載している。

(6) 課題と対応

昭和61年のオープン以来35年が経過し、施設の老朽化に対応するため令和4年度に愛知県による長寿命化工事により本館棟の改修がなされた。

しかしながら、工事の対象外となった利用者の安全を確保するための駐車場の区画線や研修や場内整備に必要な設備及び、愛知県から貸与されている備品等の老朽化は改善が進まないのが現状である。

また、植木センターの指定管理は任意指定となっており、植木センターの管理費は年々シーリングによる削減がなされており、指定管理を行っていくことが困難な状況になってきている。

こうしたことから、令和7年度末で期限が切れる指定管理について、令和8年度以降の対応を愛知県と協議をしていく必要がある。

6 木材の生産・利用の推進及び森林整備に関する事業

(1) 状況

令和2年度において、新型コロナウイルスが全世界でパンデミックを起こし、わが国でも感染者が急増し、経済活動に多大な影響を及ぼす事態となった。

こうしたなか、県では緊急経済対策として県産木材の需要拡大を進めるために、県産木材を使用して住宅を建設する工務店に対する助成のための補正予算が編成された。

当基金は県からの補助金を受け入れ、尾張部や名古屋市内に営業所等を設置している工務店等に対する助成を行った。

本事業を行うに当たっては、定款第4条を改正し、第4号として新たに「木材の生産・利用の推進及び森林整備に関する事業」を定め、県の公益認定審査会の認定を受け、令和2年度から3年度の2か年にわたり事業を実施した。

また、令和5年度には、小面積で林業活動では手入れの進まない人工林の整備を実施する林業経営体に助成する、「人工林整備促進支援事業」を創設した。

(2) 課題と対応

県からの受託又は、補助金を財源とした事業展開となっていることから、県の予算編成の過程による財政当局との議論により事業内容の変更が発生する。

公益財団法人である基金は、事業内容の変更にとまない県の公益認定審査会による事業認定を受けなければならない。という大きな制約が存在する。

こうしたことから、県において事業を発注するグループと基金の事業について指導監督を行うグループとの調整をしっかりと行っていくことが必要不可欠と考える。

7 今後の公益財団法人愛知県林業振興基金の展開

(1) 新しい資本主義の実現に向けた公益法人の制度改革

令和5年6月2日、内閣府に置かれた「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」において最終報告が公表された。

大きな見直し項目として、将来の事業展開・拡充のための公益充実資金の創設、収支相償や遊休財産規制の見直し等となっている。

今後のスケジュールは令和6年に「公益法人認定法」の改正案が国会に提出され、令和7年度に新公益法人制度が施行される予定となっている。

(2) 制度改革の主な内容

① 中期的な収支均衡の確保

「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」とされている現行の規定を、公益目的事業の収入と適正な費用について中期的な均衡を図る趣旨が明確になるよう法律を見直す。

② 公益充当資金(仮称)の創設

将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、「公益充実資金(仮称)を創設する。当該資金の積立ては「中期的な収支均衡」の判定において費用とみなす旨を法律で規定する。

③ 変更認定に係る行政手続については、「事業の公益性(不特定かつ多数の者の利益の増進への寄与)に実質的に大きな影響を与えない変更」であって、かつ、「当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正すると想定されるもの」は届出事項とする方向で検討する。

④ 認定等審査の迅速化、透明性・予見可能性向上のため、認定等審査に当たり申請者に対して求める書類を簡素化・合理化し、明確化する。

- ⑤ その他、法人運営に関する情報開示の充実やわかりやすい財務情報の開示、法人情報の利活用の向上、法人の自律的なガバナンスの充実、理事会・監事等の機能強化、行政による適正な事後チェックなどが改正される予定。

(3) 基金としての対応

当基金としては、こうした制度改革を踏まえ、愛知県の林業振興政策と連携し中長期的な運営を行っていくことが求められている。

資料編

1 公益財団法人愛知県林業振興基金 年表

年度	総括	高性能林業機械の利活用	林業の担い手確保・育成対策（普及啓発を含む）	緑化用樹木振興等	木材の生産・利用及び森林整備
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ (財)愛知県林業振興基金設立発起人会(6.11.18 K(R三の丸にて) ○ 愛知県知事から(財)愛知県林業振興基金の設立許可(6.2.14) ○ 第1回出えん金(愛知県10億円)を受け入れ(6.2.18) 	<p>高性能林業機械の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高性能林業機械施設業促進(団地化)事業開始 タワーヤーダ1台、プロセッサ1台購入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 退職金共済制度掛金助成(中退共、林退共) ○ オペレーター養成と新規参入促進(研修参加助成) ○ 林業作業体験、森林浴体験等普及啓発事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑化用樹木振興等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 退職金共済制度掛金助成(中退共、林退共) ○ オペレーター養成と新規参入促進(研修参加助成) ○ 林業作業体験、森林浴体験等普及啓発事業開始
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出えん金(総額30億円)受け入れ完了(7.6.30) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下山村森林組合土場に機械の車両基地を設置 ○ 高性能林業機械機種選定会議設置要領を制定 ○ 機械の貸し出しに「長期貸出し制(年間210日)」を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者から林業雇用改善促進事業を受託開始 (アドバイザー相談活動、調査研究、セミナー等) ○ 基幹林業労働者研修、新規就業者研修を開始 ○ 中退共掛金の助成対象限度額を引き上げ(10.4.14,000円/1人・1か月⇒5,000円/1人・1か月) 		
7					
8					
9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛知県知事から愛知県林業労働力確保支援センターの指定を受ける(9.5.14) ○ 愛知県監査員事務局による財政的援助団体等監査(9.11.8) 				
10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本国土開発(株)が会社更生法適用を申請。その後同社債は債務不履行となる。(10.12.1) ○ 10年度第3回理事会において、基本財産の管理について保有する一般事業債を逐次売却、公共債の保管に移行させるよう議決。(11.2.18) ○ 寄付行為が改正され、役員及び評議員の任期が3年から2年となった。(11.6.17) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機械巡回点検委託事業を開始 ○ 第1回高性能林業機械操作技術コンテスト(新城市桜淵公園)で開催(11.11.2平成13年度まで開催) ○ 機械活用調整等会議を初開催(13.2.18以降、毎年度2～3回開催) 			
11					
12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本財産の運用管理、運用要領を制定(12.11.2) ○ 基本財産の運用の手続き等を定める評議員会運営検討部会設置要領を制定(12.11.2) ○ 評議員会に高性能林業機械活用検討部会を設置(12.11.30) ○ (財)愛知県林業振興基金情報公開要綱を制定(14.2.4) 				
13					
14	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政的援助団体等監査において委員監査(14.11.27) ○ 社会保険料助成対象期間が前年度の9月1日から当該年度の8月31日までとなる。(これまでは同10月1日から9月30日まで) 				
15					
16					
17					
18		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高性能林業機械施設業促進事業の助成機種の改正 (助成限度額として森林組合及び認定事業者400千円以内、その他の事業者200千円以内⇒助成単価として森林組合及び認定事業者400円、その他の事業者200円) ○ 高性能林業機械貸付、個別貸付とセット貸付を開始 			
19					
20		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高性能林業機械導入事業、高性能林業機械オペレーター技術向上事業の助成金を開始 			
21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回理事会において公益財団への移行を議決(R21.2.17) 				

22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回理事会において最初の評議員選任方法を議決 (R22.6.8 公益財団法人への移行手続き) ○ 第2回評議員会において公益財団法人移行後の新理事・新監事を選任 (23.10.18) ○ 第2回理事会において公益財団法人移行後の代表理事を選任、併せて定款等の改正を議決 (23.10.24) ○ 第3回理事会において公益財団法人移行に伴う諸規定の新設・改訂を議決 (24.2.14) ○ 公益財団法人移行の登記申請 (24.3.22) 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 福利厚生事業を林業担い手確保支援事業に変更、 ○ 社会保険料助成金の標準報酬月額28万円とする。 ○ 「緑の雇用」現場技能者育成事業 (フォレストワーク) を開始 		
23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益財団法人愛知県林業振興基金発足 (24.4.1) ○ 公益財団法人愛知県林業振興基金運営委員会を設置 (24.4.1) ○ 臨時理事会において業務執行理事を選任 (24.6.25) ○ 第3回理事会において退職金「共済制度共済制度掛金助成事業要領」の廃止承認、事業の再編報告 (高性能林業機械研修等助成事業、林業就業支援事業、普及啓発事業)、「会計処理規程」の改正を議決 (25.3.7) ○ 第1回理事会において「高性能林業機械導入助成事業の助成対象経費及び助成基準の一部改正」、「会計処理規程」の別表「勘定科目表」の一部改正を議決 (25.5.29) ○ 第2回理事会において愛知県植木センターの運営事務委託について議決 (27.2.12) 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 高性能林業機械のセット貸付を廃止 ○ 高性能林業機械導入助成事業の助成率を修正 (24.7.23) ○ 業務方法書及び助成基準を訂正 (24.7.23) 		
24				<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林・林業人材育成加速化事業助成金事務取扱要領及び内規の改正 (25.4.1) ○ 社会保険料助成事業の廃止 (26.2.13) ○ 新規林業就業雇用対策助成事業の創設 		
25						<ul style="list-style-type: none"> ○ 植木センター管理事務所現地調査 (評議員、理事、監事) (27.8.2) ○ 植木センター管理事務所の指定管理者として管理運営業務を開始 (28.4.1～32.3.31)
26						
27						
28						
29						
30						
令和元年						
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回評議員会において愛知県林業振興基金役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の改正を議決 (2.6.26) ○ 代表理事を非常勤から常勤に変更 (2.7.1～) ○ 愛知県監査委員事務局による財政的援助団体等監査 (2.11.5～11.6) ○ 第2回評議員会において理事長をもって代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とすることとする旨、定款の改正を議決 (2.11.20) ○ 第2回評議員会において定款第4条第4号木材の生産・利用の推進及び森林整備に関する事業とし、第5号その他この法人の目的を達成するために必要な事業とする旨、定款の改正を議決 (2.11.20) ○ 定款の改正に伴い、各種規程、要綱、要領を改正 (2.11.20) ○ 植木センター管理事務所における作業員設置要綱を制定 (3.2.1) 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林環境譲与税活用事業を開始 (3.1.4.1) ○ 森林整備工事参加事業体育成研修を開始 ○ 林業就業支援講習を廃止 (全国森林組合連合会共同で厚生労働省の入札に参加したが落札できなかったため) ○ 「緑の雇用」事業現場管理責任者 (フォレストリーダー) 育成研修を開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林環境譲与税活用事業を開始 (3.1.4.1) ○ 森林整備工事参加事業体育成研修を開始 (R3.4.1)
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 「緑の雇用」事業及び森林環境譲与税活用事業等における研修管理者等設置要綱の制定 (R3.4.1) ○ 森林整備工事参加事業体育成研修の開始 (R3.4.1) ○ 植木センター管理事務所の指定管理者として管理運営業務を開始

<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「緑の雇用」事業及び森林環境意識与税活用事業等における研修管理者等設置要領の制定 (R3.4.1) ○ 第3回理事会において (公財)愛知県林業振興基金財産の運用管理に関する規程を議決(4.2.25) 			<p>業務を受託 (R2.4.1~R6.3.31)</p>	
<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (公財) 愛知県林業振興基金年息見舞金規則を制定(4.4.1) ○ 第3回理事会において(公財) 愛知県林業振興基金資産取得得資金取扱規程を議決(5.2.22) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高性能林業機械の取得又は改良のかめのかめの機械準備資産の積立を可能とする規程を施行(5.3.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林整備工事参加事業体育成研修の廃止 (R5.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑化樹木活用普及等事業を開始 	
<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (公財) 愛知県林業振興基金運営委員会設置要領を制定するとともに、(公財) 愛知県林業振興基金運営委員会開催要領を廃止(5.4.1) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ あいち伐木観技会2023を開催 (R5.10.18県内で初開催)。基金は退会の運営を受託。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 人工林整備促進事業を開始

2 公益財団法人愛知県林業振興基金評議員就任状況

選任日	H28.6.9 改選	R2.4.1 交代	R3.6.29 交代	R5.3.29 交代
評議員	森林協会会長 三浦 孝司	県苗組 理事長 前田 臣代	→	→
評議員	県木連専務理事 加藤 龍己	→	県木連専務理事 水嶋 俊司	→
評議員	指導林家 後藤 齊	→	→	→
評議員	元名古屋大学助教 近藤 稔	→	→	→
評議員	県農林水産部技監 野田 俊昌	県農林基盤局技監 山本 剛久	→	県農林基盤局技監 平山 一木

注1) 県木連専務理事、水嶋俊司は令和5年5月24日をもって、県木連専務理事を退任

注2) 県農林基盤局技監、平山一木は令和5年4月1日付けの職名

3 公益財団法人愛知県林業振興基金役員就任状況

選任日	H30.6.25 改選	H31.4.1 交代	R2.6.26 改選	役員の名称改正	R2.11.20	R3.4.1 交代	R4.6.29 改選	R5.4.1 交代	R5.6.29 交代
代表理事	県森連会長 村松 幹彦	→	林業振興基金 野田 俊昌	理事長 (代表理事)	林業振興基金 野田 俊昌	→	→	→	→
理事	県林務課長 山本 剛久	県林務課長 平山 一木	→	常務理事 (業務執行理事)	林業振興基金 野口 博史	林業振興基金 坪井 克斗	→	→	→
理事	県森林保全課長 水嶋 俊司	県森林保全課長 村上 郁雄	県森林保全課長 坪井 克斗	理事	県林務課長 平山 一木	→	→	県林務課長 三宅 史朗	→
理事	岡崎市林務課長 天野 昌彦	岡崎市森林課長 天野 昌彦	豊田市産業部専門監 古澤 彰朗	理事	県森林保全課長 坪井 克斗	県森林保全課長 三宅 史朗	→	県森林保全課長 青山 義明	→
理事	豊田森林組合総務課長 川合 寿人	→	新城市森林課長 鈴木 金也	理事	豊田市産業部専門監 古澤 彰朗	豊田市森林課長 杉本 憲彦	設楽町産業課長 今泉 伸康	→	→
理事	東栄町経済課長 金田 新也	東栄町経済課長 夏目 明剛	県森連参事兼総務課長 安藤 幸志	理事	新城市森林課長 鈴木 金也	→	県森連参事兼総務課長 安藤 幸志	→	→
理事	新城市森林組合参事 物部 恭喜	→	岡崎森林組合参事 木俣 弘仁	理事	県森連参事兼総務課長 安藤 幸志	→	豊田森林組合参事 川合 寿人	→	→
理事	林業振興基金 野口 博史	→	→	理事	岡崎森林組合参事 木俣 弘仁	→	豊根村森林組合 竹内 章二	→	→
監事	サ力工税理士法人 遠島 敏行	→	→	監事	サ力工税理士法人 遠島 敏行	→	→	→	元県農林水産部技監 石田 敏一
監事	県森連 今井 俊輔	→	→	監事	県森連 今井 俊輔	→	→	→	→

4 公益財団法人 愛知県林業振興基金職員就任状況（令和元年度から令和5年度まで）

職名	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
事務局長	野口 博史	→	坪井 克斗	→	→
主任専門員			栗本 洋孝	→	→
主任	佐原 和江	上田 直子	→	→	→
嘱託員		大矢 満子	→	→	→
嘱託員	岩瀬 正信	宇佐美 正好	→	→	中野 恒彦
嘱託員	白木 正	→	→	→	野口 博史
嘱託員	上田 直子	佐竹 政利	→	落合 誠	→

（植木センター管理事務所）					
職名					
所長	福浦 正康	→	→	→	日比野 友昭
副所長	田村 正泰	近藤 巧	→	→	→
主査	鷺野 宏正	→	栗田 悟	→	→
主査	土屋 健	→	早川 敬純	→	伊藤 正美
嘱託員	坂倉 和代	→	→	→	福浦 正康
嘱託員	杉原 康弘	→	土屋 健	→	→
嘱託員	吉田 恵子	→	→	→	→
嘱託員	大場 龍一	田村 正泰	→	→	村瀬 秀樹

5 基本財産の運用益及び利回りの推移

単位：千円

年度	運用資金	有価証券	定期預金	運用益	平均利回り
平成5年度	1,000,000	1,000,000	0	1,688	0.17%
平成6年度	2,001,484	2,001,484	0	41,505	2.07%
平成7年度	3,000,000	3,000,000	0	59,936	2.00%
平成8年度	3,000,000	2,999,252	748	84,552	2.82%
平成9年度	3,000,000	2,997,754	2,246	90,101	3.00%
平成10年度	3,000,000	2,997,754	2,246	84,108	2.80%
平成11年度	3,000,000	2,992,900	7,100	79,500	2.65%
平成12年度	2,700,000	2,695,034	4,966	54,456	2.02%
平成13年度	2,718,232	2,715,034	3,198	52,111	1.92%
平成14年度	2,718,232	2,716,034	198	50,318	1.85%
平成15年度	2,718,232	2,716,034	198	50,414	1.85%
平成16年度	2,718,232	2,716,034	198	50,414	1.85%
平成17年度	2,718,232	2,716,034	198	50,414	1.85%
平成18年度	2,720,053	2,718,034	198	50,414	1.85%
平成19年度	2,721,903	2,721,315	588	49,792	1.83%
平成20年度	2,723,791	2,723,026	768	48,402	1.78%
平成21年度	2,724,274	2,723,276	998	47,404	1.74%
平成22年度	2,724,514	2,723,616	898	45,224	1.66%
平成23年度	2,724,624	2,723,726	898	40,172	1.47%
平成24年度	2,724,734	2,723,726	898	39,766	1.46%
平成25年度	2,724,844	2,723,946	898	39,766	1.46%
平成26年度	2,724,954	2,724,056	898	39,766	1.46%
平成27年度	2,725,064	2,724,166	898	39,766	1.46%
平成28年度	2,725,174	2,724,276	898	39,766	1.46%
平成29年度	2,805,699	2,804,801	898	40,135	1.43%
平成30年度	2,725,298	2,721,400	3,898	34,404	1.26%
令和元年度	2,725,298	2,700,000	25,298	28,547	1.05%
令和2年度	2,725,298	2,700,000	25,298	18,671	0.69%
令和3年度	2,725,298	2,700,000	25,298	12,611	0.46%
令和4年度	2,725,298	2,720,000	5,298	11,787	0.43%
令和5年度	2,725,298	2,720,000	5,298	11,837	0.43%
(令和6～9年度)	2,725,298	2,720,000	5,298	11,837	0.43%

6 基金の高性能林業機械保有台数の推移

年 度	保有台数
平成6年度	2
平成7年度	6
平成8年度	10
平成9年度	14
平成10年度	18
平成11年度	18
平成12年度	18
平成13年度	18
平成14年度	18
平成15年度	19
平成16年度	20
平成17年度	21
平成18年度	31
平成19年度	29
平成20年度	30
平成21年度	27
平成22年度	24
平成23年度	22
平成24年度	20
平成25年度	19
平成26年度	15
平成27年度	10
平成28年度	10
平成29年度	8
平成30年度	8
令和元年度	6
令和2年度	5
令和3年度	5
令和4年度	3
令和5年度	3

7 緑の雇用事業フォレストワーカー 定着状況の概要(令和4年4月1日現在)

認定事業主名	緑の雇用 研修者数		林業に従事		退 職		退職理由(林業以外への転職者129人の内訳)				その他 (一身上の都合等)	
	研修実施 経営体	他の経営 体	自営、独 立	林業以外 へ転職	その他(死 亡含む)	賃金等就 業条件	通勤・住 宅の問題	家族の都 合	健康上の 理由	健康上の 仕事につき ない		技術的に対 応できない
1 カネ与木材(株)	4	3	1									
2 (一社)法人奏林舎	1	1										
3 岡崎森林組合	12	8		4				3	1			
4 (株)山健ナビック	7	3	1	3							1	2
5 (株)田村組	7	3		4		1		2	1			
6 (株)東海林材市場	5	2		3				1				2
7 (株)緑豊	12	4	1	7				3	1	2		1
8 丸兼林業(有)	8	3	2	3					1			2
9 (同)新城キッコリーズ	3	2			1							
10 西山林業(同)	1	1										
11 石原工業(株)	7	1	1	5					1	2		
12 設楽森林組合	9	4	1	3			1	2				
13 東栄町森林組合	9	4	1	4		1		1	2			1
14 東海工営(株)	12	6	1	4		1		1		1		
15 肥田木材	4	2		1					1			
16 豊根森林組合	9	5	1	3				2	1			
17 豊田森林組合	112	37	5	60		1	18	8	3	1	10	2
18 本州林業	7	2		5			2		2	1		
19 (有)サンアイ	21	5	1	13		1	4	2	1	1	1	4
20 (有)池野商店	10	5		5				3	1		1	
計 20者	260	101	13	127	2	26	1	28	16	8	16	2
												30

林業への定着人数	人
	131
林業への定着率	50%
研修実施認定事業主への定着率	39%
離職率	49%

※上表の他、鳳来グリーンクラブ6名、大井木材(有)2名、片岡製材1名がFW研修を受講しているが、現在存在していない認定事業主であることから除外している。

8 緑の雇用事業フォレストリーダー育成状況

(単位：人)

認定事業主	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
1 豊田森林組合		2	3	4	4	13
2 岡崎森林組合		1	4	1	2	8
3 豊根森林組合					2	2
4 肥田木材		1	1		1	3
5 丸兼林業(有)		1	1			2
6 東海工営(株)		2	1			3
7 (株)山建ナビック		1				1
8 本州林業		1				1
9 (株)田村組		1	1			2
10 西山林業合同会社		1			1	2
11 (有)池野商店				1	1	2
12 (株)佐合木材愛知支店				1	2	3
13 カネ与木材(株)				1		1
14 (株)緑豊		2	1			3
15 (有)サンアイ						0
16 (株)杉生					1	1
17 (株)市川造園					1	1
18 (有)岡本環境造園					1	1
19 ハッピーマウンテン					1	1
20 (株)河本材木店					1	1
21 (一社)奏林舎		1				1
22 西垣林業フォレスト(株)					2	2
計	22認定事業主	14	12	8	20	54